



各 位

会 社 名 田淵電機株式会社 代表者名 取締役社長 貝方士 利浩 (コード番号 6624 東証第二部) 問合せ先 取締役 経営管理本部統括 佐々野 雅雄 (TEL:06-4807-3500)

会社の支配に関する基本方針及び 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ

当社は、平成19年6月28日開催の第69回定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を導入し、その後、平成20年6月27日開催の第70回定時株主総会及び平成23年6月29日開催の第73回定時株主総会において買収防衛策を更新いたしました(以下、現行の買収防衛策を「現行プラン」といいます。)。

現行プランの有効期限は、平成26年6月27日開催予定の第76回定時株主総会終結の時となっております。当社では、現行プランへの更新後も、社会・経済情勢への変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展をふまえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、その在り方について引続き検討してまいりました。

その結果、本日開催の取締役会において、現行プランの更新に関し次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

- 1. 会社法施行規則第118条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)を更新いたしました。(後記「I. 基本方針」をご参照ください。)
- 2. 平成26年6月27日開催予定の第76回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において株主の皆様のご承認が得られることを条件に、現行プランを更新すること(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。)を決定いたしました。(後記「Ⅱ. 本プランの内容」をご参照ください。)

本プランにつきましては、当社監査役3名は、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、替成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社は、当社株式の大量買付けに係る提案等を一切受けておりません。 平成26年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりであります。

I. 基本方針

1. 基本方針の内容

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても、経済適合性に基づき判断し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

特に、当社の企業価値の源泉は、環境変化と競争の激しい電機・電子業界の中で、お得意先 第一主義のもと、

- ①お得意先と一体となったカスタム製品の開発力
- ②優れた製品品質とそれを支える技術力
- ③お得意先のニーズに素早く対応可能なグローバルな生産・供給体制
- ④当社とお得意先との密接な人的関係に支えられた信頼関係等

にあり、これらが株式の大量買付け等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の 大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において 判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値 ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が 行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

2. 基本方針実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、下記(1)(2)の取組みを実施しております。これらの取組みは、上記1.の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、「お得意先第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の経営理念の下、企業目的を『田淵電機グループの使命は、未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい「エネルギー先進企業」として広く社会に貢献することであります』と定め、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

そのための特別な取組みとして、2011年度からスタートした「SHIFT THE POWER」を基本戦略とする中期経営計画(5ヵ年)を積極的に推進し、パワーエレクトロニクス製品を中心とした新しい事業への経営資源の重点投入、付加価値の高い産業用機器分野への注力、新興国市場における積極的な拡販活動等、経営の安定化と企業価値増大を図ってまいりました。

その結果、営業利益については、2013年度末に、当初の計画より1年前倒しで達成することができました。今後は、設立90周年を迎える2015年度を初年度とする新たな中期経営計画の策定を検討してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、前述の経営方針及び企業価値のもと、株主の皆様をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令・定款で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての

決議や業務執行の監督を行っております。また、本株主総会終了後より、新たに執行役員制度を 導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、責任と権限の明確化、 意思決定の迅速化を図ってまいります。なお、経営に対する監督機能の強化を図るため、社外取 締役(3名)を選任しております。

監査役監査については、実効性を高めるため、法律に関する相当程度の知見を有する社外監査役、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役をそれぞれ選任しているほか、監査役会と内部監査部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令及び諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づく監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

3. 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、上記1. の基本方針を実現するための取組みとして、平成23年6月29日開催の第73回 定時株主総会において、現行プランの更新を株主の皆様にご承認いただきました。

現行プランの有効期限は、本株主総会終結の時となっております。現時点では、当社の株主には長期保有を目的とした安定株主が一定程度おり、具体的な敵対的買収リスクが存在するわけではありませんが、今後当社がビジネス拡大をめざす中で、投資家の注目を集め、一方的な大量の株式買付けのリスクにさらされる可能性が高まるおそれがあると危惧いたしております。また、買収防衛策導入時と比較して、大量買付け者が現れた場合に株主の皆様の判断の基礎として合理的な情報を提供する必要は変わらないことから、当社は、本日開催の取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現行プラン更新の承認議案を本株主総会に提出することを決定いたしました。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」といいます。)が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断する為に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様の為に買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを確保することであります。本プランの有効期限は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結の時までといたします。

実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、経済合理性に基づいて個別判断を行ない、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

4. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記1. の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ①本プランは、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当で等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。
- ②買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省・法務省の2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保 又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益 の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足 し、さらに、企業価値研究会の2008年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛 策の在り方」の内容(買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規 律ある行動をとる等)に沿うものであります。

また、東京証券取引所の企業行動規範に関する規則第11条買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)にも合致するものであります。

③株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

④株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会において承認の決議がなされることを条件として更新されるものであります。本プランの有効期間は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結の時までとなっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることになります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑤独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外 監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑥合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(7)第三者専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

⑧デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし、毎年の定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

Ⅱ. 本プランの内容

現行プランの更新にあたり、公平性等を高めるため、以下のとおり現行プランの改定を行いました。

- ①本プランを適用するか否かは、形式的要件のみで判断するのではなく、経済合理性に基づいて個別判断する旨を追記。
- ②意向表明書及び買付説明書は日本語にて提出する旨を追記。
- ③買付説明書とともに、買付け等の方法の適法性について、資格を有する弁護士による意見書の提出を要する旨を追加。
- ④買付け等に関する評価・検討の期間を延長する場合には、その期間及び理由を開示する 旨を追加。

本プランの内容は下記のとおりであります。

記

1. 本プランに係る手続き

(1)対象となる買付け等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(以下「買付け等」という。)がなされる場合を適用対象とする。買付け等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」という。)は、予め本プランに定められる手続きに従うこととする。

- ①当社が発行者である株券等(註1)について、保有者(註2)及びその共同保有者(註3)の株券等保有割合(註4)が20%以上となる買付け(但し、その者が買付けを行うことが、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと、当社取締役会が経済合理性に基づいて個別に判断した場合は除く。)
- ②当社が発行者である株券等(註5)について、公開買付け(註6)に係る株券等の株券等所有 割合(註7)及びその特別関係者(註8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買 付け
- (註1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。
- (註2)金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
- (註3)金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づく共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。
- (註4)金融商品取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。
- (註5)金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下(2)において同じ。
- (註6)金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
- (註7)金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。
- (註8)金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該 当すると認めた者を含む。)をいう。 ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以 外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を

除く。以下同じ。

(2) 買付者等による買付説明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付け等の実行に先立ち、当 社取締役会に対して、名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び買付け等の 概要並びに当該買付者等が買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文 言等を記載した日本語による意向表明書を提出する。

当社取締役会は、当該意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社 取締役会の意見形成のために、買付者等に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要 情報」という。)のリストを交付し、買付者等は、速やかに本必要情報を記載した日本語による書 面(以下「買付説明書」という。)を当社の定める書式により当社取締役会に提出する。

- ①買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含む。)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、当社グループと同種の事業についての経験等を含む。)
- ②買付け等の目的、方法及び内容(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含む。なお、買付け等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出する。)
- ③買付け等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。)
- ④買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、 関連する取引の内容を含む。)
- ⑤買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策
- ⑥買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (7)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑨当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法の観点から の適法性に関する見解
- ⑩その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、当初提出の情報を詳細に検討した上で、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、買付者等に対し、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を要求する。

当社取締役会は、買付け等の提案があった旨並びに当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様のために必要であると判断した場合には、適切と判断した時点で、その全部又は一部を公表する。

(3)評価・検討期間の設定

当社取締役会は、買付け等に関する評価・検討の難易度に応じて、買付者等が買付説明書の提出を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする買付け等による当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の買付け等の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「評価・検討期間」という。)として確保する。ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひい

ては株主共同の利益の確保・向上のため、必要な範囲内で評価・検討期間を最長30日間延長することができるものとする。この場合、延長期間と延長理由を開示する。

当該評価・検討期間中、当社取締役会は、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言をうけながら、買付説明書を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表する。

また、当社取締役会は、必要に応じて、買付者等との間で買付け等に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として株主の皆様に対して代替案を提示することができる。

なお、買付者等は、評価・検討期間が終了するまでは、買付け等を開始することはできない。

(4)独立委員会の設置

本プランの運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、当社取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置する。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外監査 役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成される。

独立委員会は、評価・検討期間において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、買付け等の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告する。

当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、以下の(5)対抗措置の取扱いを最終決定する。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされること を確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができるものとする。

なお、独立委員会規程の概要及び独立委員会委員の氏名・略歴は、別紙2及び別紙3記載のとおりである。

(5)対抗措置の取扱い

買付け等から対抗措置に至るまでの本プランの手続きフローチャートは、別紙4記載のとおりである。当社取締役会が対抗措置の発動ないし不発動を判断する基準は以下のとおりとする。

①買付者等が本プランに係る手続きを遵守し、買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同 の利益を損なうものではないと判断された場合、当社取締役会は、本プランを発動しないも のとする。

②買付者等が本プランに係る手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守せずに買付け等を開始した場合、本プランを逸脱した場合、その他買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置(以下「本新株予約権の無償割当て等」という。)を実施する。

新株予約権を無償で割り当てる場合の要領は、別紙5「新株予約権の概要」に記載のとお

りとする。

③買付者等が本プランに係る手続きを遵守するも、買付け等が当社の企業価値ひいては株主 共同の利益を損なうと判断された場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守している場合でも、買付者等による買付け 等が以下のいずれかに該当した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株 主共同の利益を損なうものと判断し、上記②と同様に本新株予約権の無償割当て等を実施 することがある。

- (i)真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、当社株式につき当社又は当社関係者に対して高値で引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- (ii)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産、ノウハウ、企業 秘密情報、主要取引先や顧客等の重要な資産等を買付者等やそのグループ会社ある いはその他の第三者に委譲させる目的で当社の株式の買収を行っていると判断される 場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の 担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っており、その結果、当社 に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- (iv)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- (v)強圧的二段階買付け(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。)等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 買付け等の条件(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の 適法性、買付け等の実行の蓋然性、買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧 客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(以下「当社利害関係者」という。)の処遇 等の方針等を含む。)が、当社の本源的価値に鑑み、不十分又は不適当な買付け等で ある場合
- (vii) 買付者等による買付け等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付け等である場合
- (viii) 買付者等の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ix)その他(i)から(viii)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著し く損なうと判断される場合

④本プランの中止について

当社取締役会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の決定をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当て等の効力発生 日までは本新株予約権の無償割当て等の中止、本新株予約権の無償割当て等の効力発生 日以降行使期間の初日の前日までは新株予約権を無償取得することを決定できる。

- (i)買付者等が買付け等を撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合
- (ii)判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が上記③に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当ではない場合

2. 株主の皆様への影響

(1)本プランの更新時に株主の皆様に与える影響

本プラン更新時においては、本新株予約権の無償割当て等を行わないため、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 新株予約権の無償割当てがなされたときに株主の皆様に与える影響

当社取締役会は、買付者等に対して対抗措置として、新株予約権の無償割り当てを実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を無償で割り当てます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他新株 予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、 その保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、前述のII. 1.「本プランに係る手続き」(5) ④に記載するとおり、当社は、一旦本新株 予約権無償割当て等の決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当て等の効 力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日後、新 株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合 があります。これらの場合には、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、希釈化が 生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害 を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

当社取締役会が買付者等に対して対抗措置として、新株予約権の無償割り当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当ての割当て期日を公表いたします。 割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予 約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又 は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期限は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結の時までとします。 ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止又は変 更する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で廃止又は変更さ れるものとします。

当社取締役会は、本プランに反しない範囲、又は関係諸法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の

場合には)変更内容その他当社取締役会が関係諸法令に基づき適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

4. 本プランの高度な合理性

本プランの高度な合理性については、前述の I.4. 「不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由」①から⑧に記載のとおりです。

当社の大株主の状況

平成26年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりであります。

	株	主	名			持	株	数	持	株	比	率
						千株			%			
T D	K	株	式	会	社		8,000)			19.	79
日本ト信託銀	ラ ス 行 株 式	テ ィ 、会 を	・ サ 土 (信	一比	: ス コ)		4, 507	,			11.	14
美 登	里	株	式	会	社		2.824	ŀ			6. 9	98
株式	会 社	み	ずほ	銀	行		1,883	3			4. (65
日本マン株式	マター会 社	トラ	スト信 託	言託 釺口	银 行		1,844	ŀ			4. \	56
田	淵		暉		久		1, 190)			2. 9	94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL							1, 098				2.	71
NOMURA PB NOMINIEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)						932				2. 30		
株式	会	社	錢	高	組		900)			2. 2	22
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS AGENT BNYM AS EA DUTCH PENSION OMNIBUS 140016							820)			2. (02

- (注) 1. 発行可能株式総数は 120,000,000 株、発行済株式の総数は 40,502,649 株であります。
 - 2. 持株比率は、自己株式数 79,009 株を控除した発行済株式総数 40,423,640 株 により算出しております。
 - 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会の設置

買収防衛策の導入が、当社株主総会において承認された場合は、株主総会終結後に開催される当社取締役会の決議により、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、当社取締役会より諮問を受けて、当社経営陣から独立して、買付者等による 当社株式等の買付け等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねるものであるか 否かを客観的に判断し、当社取締役会に勧告することを目的とする。

3. 独立委員会の員数及び資格

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、①社外有識者、②当社 社外監査役、又は、③当社社外取締役の中から、当社取締役会が選任する。

なお、上記①「社外有識者」とは、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、弁護士、公認会計士、投資銀行業務に精通する者、経験豊富な企業経営者、官庁出身者又はこれらに 進ずる者とする。

また、「当社経営陣から独立している」とは、当社と社外監査役・社外取締役としての関係以外の一切の利害関係を有さない者とする。

4. 委員の選任及び解任

- (1)独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任する。
- (2) 当社取締役会は、委員の選任にあたっては、上記第2項「独立委員会設置の目的」に適うよう、企業価値ひいては株主共同の利益に関する法的・経営的側面における十分な知識を有するものを選任する。
- (3)独立委員会は、その決議によって独立委員会の委員の中から委員長を定める。
- (4)独立委員会の委員の解任は、当社取締役会の決議により行う。
- (5)独立委員会の員数が欠けた場合には、任期の終了又は辞任により退任した委員は、新たに選任された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

5. 委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任の時から当社の本プランの有効期間満了の時までとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1)独立委員会が解散する場合、あるいは当社社外監査役又は当社社外取締役で独立委員会委員である者が、取締役、監査役を退任した場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
- (2)独立委員会の委員は、当社取締役会で解任の決議がなされたときは、その定めるところにより任期も終了する。

6. 招集

独立委員会は、当社取締役会の決議又は委員長の職権に基づき、委員長が招集する。

7. 決議方法

独立委員会の決議は、独立委員会の委員が全員出席し、その過半数をもって行う。ただし、

委員に事故あるとき、その他、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その 過半数をもって決議を行う。

8. 独立委員会の勧告事項

独立委員会は、当社取締役会による諮問があった場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の 利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社経営陣の個人的利 益を図ることを目的としてはならない。

- (1)本プランに係る新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置の実施又は不実施
- (2)本プランに係る新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置の中止又は当社による新株予約権の無償取得
- (3) 当社取締役会による買付け等に関する評価・検討期間の延長の可否
- (4)その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

9. 独立委員会の権限

独立委員会は、上記第8項で定める決定にあたって、以下に記載される権限を有する。

- (1)独立委員会は、買付者等から提供された情報が不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて、追加的な情報を要求することができる。
- (2)独立委員会は、当社取締役会に対して、買付者等に対する意見及びその根拠資料、当社取締役会が代替案の決定を行った場合には、当該代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
- (3)独立委員会は、十分な情報収集を行うため、取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者の独立委員会への出席を当社取締役会に要求し、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- (4) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。) の助言を得ること等ができる。

独立委員会委員の氏名・略歴

田 邊 光 政 (たなべ みつまさ)

昭和62年 神戸学院大学法学部長

平成 4年 名古屋大学法学部教授

平成12年 名古屋大学名誉教授(現任)

大阪学院大学法学部教授

平成14年 弁護士登録

平成16年 大阪学院大学大学院法務研究科教授(現任)

※ 田邊光政氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

平岡龍人 (ひらおか たつと)

昭和63年 学校法人大阪国際学園理事

平成 9年 宗教法人高野山真言宗大御堂山光平寺住職 (現任)

平成13年 清風明育社、清風情報工科学院理事長・学院長

平成14年 学校法人清風明育社理事長(現任)

平成 20 年 佛教大学大学院文学博士

日本赤十字社大阪赤十字病院外部評価委員会委員(現任)

特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム理事(現任)

平成21年 財団法人伊藤忠兵衛基金理事(現任)

※ 平岡龍人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

文 箭 安 雄 (ぶんや やすお)

昭和60年 大阪屋証券株式会社(現岩井コスモ証券株式会社)代表取締役社長

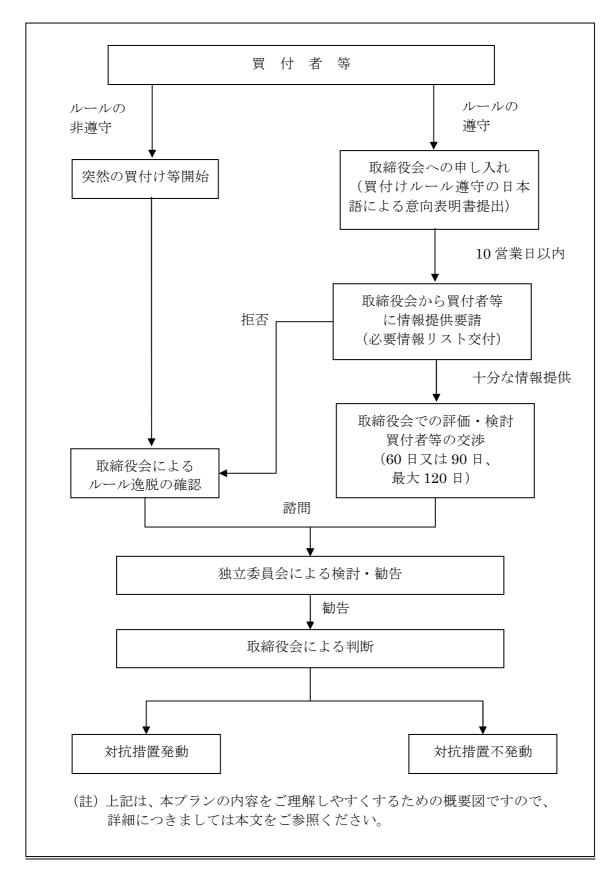
平成 4年 大阪屋証券株式会社代表取締役会長

平成 8年 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役副会長

平成14年 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長

平成24年 日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役会長(現任)

※ 文箭安雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、別途定める割当て期日における当社の最終の発行済株式数に相当する数を上限として、その保有する株式1株につき新株予約権1個を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が定める価額とする。

4. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定める。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は、当社取締役会が別に定める日の前日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができる。詳細については、当社取締役会において別途定める。